

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）、及び令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、外国人介護人材を受け入れる愛媛県内の介護施設・事業所において、外国人介護職員の生活支援、外国人介護職員とのコミュニケーション促進、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への学習支援等を行う際に要する経費を県が予算の範囲内でその一部を補助することにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

(交付対象事業及び対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要領に基づき実施される事業に要する経費のうち、実施要領第3の2の「補助金の上限額及び算定方法」に基づき算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と

認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微は変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実施報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第 6 号）を、速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第 12 条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならぬ。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具、その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全

部又は一部を県に納付せることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

標記補助金の交付について、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の内容等 別紙1のとおり (Excel票)
- 3 その他参考となる資料
 - ・補助対象経費に係る見積書等の算出根拠書類
 - ・外国人介護人材の受入状況（予定を含む。）を確認できる書類
(雇用契約書や給与明細等)

様式第2号（第6条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更する理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額 金 円也

変更承認申請額 金 円也

差引増減額 金 円也

4 事業の内容等 別紙1のとおり (Excel票)

5 その他参考となる資料

- ・補助対象経費に係る見積書等の算出根拠書類
- ・外国人介護人材の受入状況（予定を含む。）を確認できる書類
(雇用契約書や給与明細等)

(注) 4は様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること。

様式第3号（第7条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第8条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容等 別紙1のとおり (Excel票)

2 その他参考となる資料

- ・補助対象経費に係る納品書、請求書、実績が分かる写真等の根拠書類
- ・外国人介護人材の受入状況（予定を含む。）を確認できる書類
(雇用契約書や給与明細等)

様式第5号（第8条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

(印)

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた標記
補助金について、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交
付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付要綱第9条の補助金の額の確定額

(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

金 円也

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円也

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円也

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円也

(注) 別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

別紙（第4条、第8条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業実施主体名	仕入れに係る消費税と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 第4条第2項及び第8条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記
補助金について、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交
付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 交付決定通知額 金 円也

今回請求額 金 円也